

令和4年9月～

安全パトロール点検表					
工 事 名	高松市中央公園再整備工事				
工 事 場 所	番町1丁目地内				
工 期	令和 7 年 6 月 25 日～令和 9 年 7 月 30 日				
施 工 業 者 名	青葉・カナック特定建設工事JV	請負金額	1,262,679,000	進捗率	3.4%
現 場 代 理 人	石井 裕二	作業内容	掘削・構造物の撤去		
点 検 項 目	点 検 細 目			現場満点	評 点
安 全 管 理 体 制	☑現場代理人の常駐及び表示 (10点) (公共工事標準請負契約約款・10条2項 10条3項に除外事項あり)			10	8
	☑施工計画書の常備 (5点)			5	5
	☑施工体系の表示 (2か所) (建設業法 24条の7) (5点) (施工体系台帳の常備) (建設業法 24条の8)			5	5
	☑安全管理組織表の表示 (5点)			5	5
	☑緊急連絡網の表示 (5点) (土木工事安全施工技術指針 1-4-5- (3))			5	5
	☑保護具の着用 (アゴひも確認・安全帯) (5点) (労働安全衛生規則 539条、518条及び519条第2項)			5	5
安 全 施 設 及び 標 識 ・ 標 示	☑工事中標示板の適切な内容及び設置 (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-3)			5	4
	☑第三者に対する交通安全対策 (10点) ・安全標識の適切な設置 (公衆災害防止対策基準 第3章 第17)			10	10
整 理 ・ 整 頓 消火器・救急品	☑就業者の為の安全標識及び墜落 (10点) ・落下防護柵・昇降施設の設置 (労働安全衛生規則 540条、518条、519条、526条)			10	10
	☑現場事務所内・倉庫内の整理整頓 (5点) 及び衛生設備の設置(香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-6)			5	5
	☑事務所の消火器の備付(労働安全衛生規則 289条) (3点) 火元責任者の選任と表示 (消費期限の確認) (消防法施工令第4条第2項)			3	3
	☑救急用品の備付(事務所衛生基準規則 第5章23条) (2点)			2	2
	☑安全旗の掲揚 ↑安衛則633.635 (2点)			2	2
	☑仮設電気設備と正副・施錠の確認の状況 (5点)			5	5
	☑現場の整理整頓 (資材の管理状況) (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-4)			5	5

点 検 項 目	点 検 細 目	現場満点	評 点	
免許・資格関係 の携帯及び表示	各種免許・技能講習・特別教育 (各3点)	6	6	
	☒ 車両系建設機械(労働安全衛生法 61条、59条3項)			
	☒ 玉掛(労働安全衛生法 61条1項 労働安全衛生法施工令 20条16項) (クレーン等安全規則 221条)			
	☐ 移動式クレーン (クレーン等安全規則 67条、68条)			
	☐ その他			
	各種作業主任者 (各3点)	—	—	
	☐ 土止め支保工(労働安全衛生規則 374条)			
	☐ 地山掘削(労働安全衛生規則 359条)			
	☐ 型枠支保工(労働安全衛生規則 246条)			
	☐ 足場組立工(労働安衛生規則 565条、36条、39条)			
各種建設機械 及び 施工方法状況	☐ その他			
	☐ 建設工事に必要な届出 (2点)	—	—	
	(例：道路占用 道路法 32条・道路使用 道路交通法 77条 工事計画書 労働安全衛生法 88条)			
	☒ 建設業の許可票(建設業法 40条) (5点)	5	5	
	労災保険成立票(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施工規則 77条)			
	(注) 協力業者も含む			
	☒ 各種機械の点検整備 (各3点)	24	21	
	(労働安全衛生法 45条) (労働安全衛生法施工令 15条)			
	☒ 適切な機械選定(香川県土木工事標準仕様書 1-4-32-4) (5点)	5	5	
	☒ 適切な玉掛用具 (クレーン等安全規則 215条～218条) (5点)	5	5	
小 計	☒ 掘削・切土等の適否(労働安全衛生規則 356条、534条) (10点)	10	10	
	☒ 作業に対しての誘導者・合図者・監視人等 (各3点)	6	6	
	・誘導者(労働安全衛生規則 151条の6、7、8等)			
	・合図者(労働安全衛生規則 151条、159条、171条の2第2項 189条、194条の12、517条16の2項等)			
	・監視人(労働安全衛生規則 349条4項、536条)			
	(酸素欠乏症等防止基準 13条、25条の2項)			
	☒ 第三者に対しての交通整理員及び誘導員の配置 (各3点)	3	3	
	(公衆災害防止対策基準 第3章第14)			
	小 計		146	140
	点検項目による 採 点	評点÷現場満点×95% (満点95点) (A)	91	
そ の 他 総 括 的 評 価	理由 (±5点) (B) 全体的に良かったが木材の集積高が高かった。	±0		
合 計 (A+B)		91		
安全パトロール点検結果の詳細は、上記のとおりで総合評価 91 点でした。 総評				
点 検 年 月 日	令和7年11月7日	点 検 者	安全委員会	